

Title	國際平和思想發達の史的概觀 (二)
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1929
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.8, No.4 (1929. 12) ,p.109- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19291220-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國際平和思想發達の史的概観(二)

前 原 光 雄

目 次

- 一 はしがき
- 二 第一期(紀元前)
 - (1) ギリシヤの隣邦會議、(2) 佛教の影響、(3) アレクサンドル大王
- 三 第二期(紀元一—一〇〇〇年)
 - (1) ローマのアウグスツス時代、(2) キリスト教の勃興
- 四 第三期(紀元一〇〇〇年—一五〇〇年)
 - (1) 宗教によるヨーロッパの開發、(2) ビヒール・デュボアの平和論、(3) ダンテの主張、(4) アント
アトヌ・イリニの平和論
- 五 第四期(紀元一五〇〇—一八一五年)
 - (1) エラスムスの平和論、(2) フランツァー・ドゥ・ラ・モトの平和論、(3) エメリック・クルーゼーの世
界聯盟論、(4) ビューゴー・グロチウスの平和論、(5) アンリイ四世の格蘭・デッサン、(6) サイリアム。

國際平和思想發達の史的概観

ヘンの平和論、(7) ジョーン・ペラリスの平和論、(8) サン・ピエールの恒久平和案(以上前號)(9) アルバロニの平和論、(10) エオバルト・トッチェの平和計畫、(11) フォン・レーンの平和案、(12) サンタルド、(13) アンジュ・グーダールの一般休戰案、(14) フォン・バルセンの平和案、(15) ルソー、(16) ハルプ及びガイヤールの著述、(17) フォン・リリアンフェルド、(18) カール・ゴットロブ・ギェンテルの仲裁々判論、(19) 一七八七年の平和案、(20) ベンサムの平和論、(21) シンドラーの平和案、(22) サン・セルマンの平和案、(23) シュレットワインの平和論、(24) カントの平和論

六 第五期(紀元一八一五—一九一八年)

(1) 第五期の特徴、(2) 神聖同盟、(3) 世界大戦と國際聯盟の成立

(9) カルディナル・アルベロニ

ギウリオ・アルベロニ (Giulio Alberoni) は、一團丁の子としてバルマに産れ、教會に仕へることを以て彼の生活の第一歩は始つたのである。其後公使としてスペインに派遣され、其處で五十歳の時スペインの最高位の貴族に敍せられ、そしてカルデナルの尊稱を與へらるゝに至り、短時日ではあつたが、非常な勢力を揮つた。間もなく同國より追放せられてより、再び教會に歸り、八十七歳の高齡を以て世を去つた。かくの如く、彼の生涯は、洵に曲折に富めるものであつた。

彼はイタリー語にて『キリスト教諸君主のトルコ帝國克服及び戰利品の分割方法 Progetto del Cardinal Alberoni, per ridurre l'Impers Turchesco alle obbedianza dei principi Christiani e per

divider tra di essi la conquista del medesimo』なる書を著はし(註)、書名に示せる如く、トルコを征服して歐洲の平和を確立せんと企圖したものである。それによれば、キリスト教諸君主は、トルコに對して宣戰する爲にラティスボン(Ratisbon)に會議を開いて一般同盟を締結し、トルコとの交戰計畫を確立し、征服の曉に於ける同國の領土の分割方法を定むべきである、とした。

又同會議は、宗教的關係につき、新しき東洋の帝國(トルコ)にウエストファリヤ講和條約の規定を實施すべきである。とすれば、總ての國家に適用せらるべき關稅が確定し、終局に於ては、アルキペルス(Archipels)の中立及びマルダネルス海峽の築城破壊が公表せられることになる旨を主張した。

トルコとの戰爭が豫期の如くに好結果に終り、領土の分割を終了しても、この同盟は解散すべきではない。キリスト教國の平和維持の爲に、この國際組織は永存しなければならぬ。この組織には常設の國際會議を設け、この會議は、總ての紛争を平和的に解決すべき權限を附與する必要がある。もし、かゝる法廷がキリスト教國に創設せられた場合には、ヨーロッパは、不自然な或は不合理な戰爭によつて屢々攪亂され、又は煩はされることは無くなるであらう。詳言すれば、宗教、相續、婚姻及び其他の原因或は口實によつて、歐洲の君主間或は國家間に起ることあるべき總ての紛

争は其會議に於て多數決にて決定せられる。この決定は會議に事件提出後一ケ年内に爲される。

敗訴したる當事者が其決定に服従することを拒絶し、六ヶ月以内に法律上の主張に服せざるときは、拒絶國の負擔に於て強制力を行使する。各君主或は國家の負擔すべき兵力の割當ては、現在ドイツ帝國に備へられたる名簿を基礎として定める。

彼はかくの如き方法によつてヨーロッパの平和を維持せんことを主張した外に、ヨーロッパの君間に政治的協調を爲す必要あることをも説いた。例へば、幾世紀間も歐洲の政治を支配したるブルボン家及びハップスブルグ家の間に、和親を結ぶべき必要あることを力説したのである。なほ、當時諸國の開戦の状態を観るに、稍もすれば、キリスト教の教義に反するが如き交戦の方法あるを遺憾とし、交戦には必ず宣戦の布告を爲すべきことを強調した。

(註) アルペロニのイタリー語の原稿は、ルーソー(Rousseau)によつて編輯せられてゐる“*Mémoire historique et politique*”中に、既に一七三五年に翻譯せられ、一七三六年には英、獨語に翻譯せられた。

(10) エオバルト・トツェ

エオバルト・トツェ(Eobald Toze)は、メクレンブルグ(Mecklenburg)大學の教授であつて、國際平和問題に關して彼固有の意見を發表した。彼は、一七五二年に、『フランス王アンリイ四世及

ピアボット・フォン・サン・ビエール及び其他によつて發表せられたる草案によるヨーロッパの一般キリスト教共和國並びにこれ等國家組織に關する固有の考察……Die allgemeine Christliche Republik in Europa nach den Entwürfen Heinrichs des Vierten, Königs von Frankreich, des abts von St. Pierre, und anderer vorgestellt, nebst einigen Betrachtungen über diese Staatsverfassung, woin ihre Möglichkeit untersucht und von den guten und bösen Folgen, die daraus entstehen würden, gehandelt wird』なる書を匿名にて發表した。

彼のこの平和計畫は、アンリイ四世のグラン・デュサン及びサン・ビエールのそれ等に對する異論を以て滿されてゐる。彼は、當時一般に信ぜられ、又實際に於ても行はれてゐたところの、勢力均衡制度を以て平和を將來する所以にあらず、否屢、戦争の勃發に導くの危険あるものとして、これを排斥してゐる。彼は、平和論を主張するにも拘らず、其平和計畫は實現されるものとは信じなかつた。何となれば、平和論者によつて主張せられる國際組織は、國家主權の原則と相容れざるものなるが故である。サン・ビエールの平和論に於ける國家の現状維持説をも否定して、國家は自己の古き權利を拋棄することを欲しないと同時に、又常に自己の領域を擴大せんと努力するものなりと述べてゐる。又他の平和計畫反對論者と同じく、同盟の構成國は、必要ある場合には、同盟外の國家

に對しても強制力を行使し得ると爲すは、サン・ビエールの平和計畫の大なる缺點なる旨を指摘し、もし、ヨーロッパ共和國なるものの建設が可能なりとするも、彼の信ずるところによれば、其統一は支持し得ないのである。そして從來の見解に對し、更に三個の點に於て異なる見解を主張してゐる。即ち、

一、ヨーロッパの國會或は元老院は、其公式なる會合に於て、外部的な形式を遵奉しなければならぬのであるが、彼の考ふるところでは、人間は自己自らの意思として、決して議長或は席次等について同意しない。

二、如何なる法規によつて元老院は自己が裁判所としての判決を爲すか？、彼によれば、自然法及び國際法は、未だ一定せざる爲に極めて不確實、不充分なものである。この場合に勿論、同盟自身が法を定立することが出来るが、然し、これは極めて困難な仕事であつて、ただに過大な勞働なるのみならず、長時日を必要とするものである。

三、人々は、果して元老院によつて、其判定を乞ふた紛争の公正にして、敏速なる決定を得るや否や？ 彼の唱ふるところに依れば、ビエールがヨーロッパ元老院の正義に大なる期待を懸けた所以は、ヨーロッパの總ての國は、自ら其判決に參加し得ることにあるのだが、これは餘りにも

樂觀に過ぐる議論である。宗教の相違、國家的見解の相違、キリスト教國民間の人種の異同等が原因となつて、元老院に於て意見の一致を見ることは仲々困難である。

たとへ、公平なる方法にて判決が下されたりとするも、其判決の執行には又堪へ難き困難を伴ふのである。違反國に對して兵器を執ることに他の諸國は決して同意はしない。合法なる判決を暴力に訴へて執行することは、絶えざる戦争の原因を供することに外ならない、として從來の平和計畫に公然と反對の意見を示してゐる。

然らば、彼の平和計畫は如何なるものであるか？ 彼は、現在のヨーロッパの状態を其儘繼續せしめ、そして、この状態の繼續中は平和を維持し得るとなしてゐる。これによつて觀れば、現状を其儘維持することこそ平和を維持することに外ならないとの意見であつて、彼は積極的に何等の計畫をも示してゐないのであつて、人爲的な平和計畫に對する悲觀説である。それ故に、平和計畫そのものとしては、大した價值を認め得ざるものと謂はなければならぬ。

(11) フォン・レーン

ヨハン・ミセル・フォン・レーン (Johann Michael von Losn) は、プロシヤ王の樞密顧問官であり、同時にテクレンブルグ・リングゲン (Teklenburg-Lingen) 地方の知事であつた。彼の思想は、彼が屢、

外國に旅行して、外國の地理及び外人に對して識見の廣きこと、並びに大旅行家たる彼の父よりの物語りによつて、自づとコスモポリタンの發育せざるを得なかつた。彼には多くの著書がある。殊に教會統一の爲に著した書の如きは、幾版とも重ね、又各國語に翻譯せられた。彼の著書には、著者の平和思想及び崇高なる道德的感情を以て滿されてゐる。彼は戰爭を無條件的に批判し、三十年戰爭によつて蹂躪に委ねられたドイツを通して戰爭を觀察してゐる。

戰爭を論じたる書『政治學草案 Entwurf einer Staatskunst』は、一七四七年に出版せられた。彼の觀るところによれば、戰爭の繼續せる現在の状態は、何等自然的原因に因るものではなくして、單に人の心に因るものに外ならない。それ故に、戰爭を終熄せしむることは極めて容易であつて、四五十人の優秀なる人々より成る平和會議を開設することによつて、歐洲永遠の平和を保障し得るとなしてゐる。

又國際問題を平和的に解決する爲には、平和裁判所 (Friedensgerichtshof) を建設しなければならぬ。この裁判所には、聯盟國は各々代表者を送り、彼等によつて訴訟事件が法廷に持ち出される。平和裁判官は、これに對して不偏、不黨の態度を以て審理し、合法に宣告し、又必要なる文書及び證據の無き場合には調停を試みねばならない。平和裁判官のかゝる決定は多數決によつて爲し、そ

れによつて、完全なる法律上の力を持つ様になさねばならない、と述べてゐる。

この會議の場所は、彼によれば、國際的なものでなければならぬ。即ち、如何なる國家にも、其意思に反して同意せしめた様な場所であつてはならない。彼の言ふ如く、全ヨーロッパの庭であるべきである。彼の多くの先人達が主張した如く、彼も亦、判決の執行は強制力を使用し得ることによつて保障すべきものとす。判決に服従せざる國民は、全同盟の敵なりと看做すのである。

最後に、彼は、先づ第一に一般的平和の前提となるべきものは、王位繼承と國境の整理にある。なほ又、植民地商業及び航海自由の問題の如きも、先決を要するものとなしてゐる。

彼の時代に於ては、これ等の問題が屢々、戰爭の原因を爲したが故に、彼が、特に、これ等の點につき緊急に解決を要すべきものと爲したことは謂ふまでもない。

(12) サントルド

サントルド (Saintard) はフランス人であつて、彼の父はサン・ドミニゴ (St. Domingo) への移住者である。一七五五年に『アメリカ事件の現状に關する政治物語』又は、植民地間に確固たる恒久の平和を設定する方法並びに商業の一般的自由に關する某氏より某氏への書翰 *Le Roman politique sur l'état présent des affaires de l'Amérique, ou Lettres de M... à M... sur les moyens d'établir*

une paix solide et durable dans les colonies, et la liberté générale du commerce』なる書が匿名にて發表せられた。この勞作こそは、サンタルドの手に成りたるものなることが明かにせられたのであつた。

彼は、其政治物語りの最初に於て、英佛間の植民地に關する大戦争を叙述し、北米の平和は、争ひとなれる地域の公正なる分割によつて將來せらるべきことを述べてゐる。そして、彼は、植民地の平和はヨーロッパの一般的利益に重大なる關係を有することを論證し、植民地問題の解決とヨーロッパの平和の問題とは相關せるものなることを述べて結論としてゐる。

彼は國家の自然的關係は戦争状態なりとなす説に反對し、平和こそ國家間の自然状態であつて、國際平和制度は愚人の夢想に過ぎざるものではなくして、實現し得る計畫である、その計畫の實現に向つて總ての人々は常に努力したのである。ヨーロッパの諸國民はこの計畫を勢力均衡なる政策的な制度によつて實現せんとしたのであるが、それにも拘らず、この制度は恒久の平和とは全く相反する結果を惹起したに過ぎないのである。

それ故に、彼の觀るところによれば、商業の一般的免除及び海洋自由の制度こそは、歐洲の一般的平和の追求に總ての人々を導くものとなすのである。アンソイ四世の治世に於ても、未だなほ缺

如してゐたところの重要なる條件たる、人類は全一體を成すものなりとの觀念が、今や國際交通の
間斷無き擴大によつて、漸次に發達の經路を辿りつゝある。ヨーロッパに於て信じられてゐるとこ
ろの、平和は純然たる經濟的利益に基くものなりとの一般的感情は、人々の精神内を流れ、人々は
知らず識らずの中に、其感情によつて支配されてゐる。それ故に、彼は、國際的平和は全く國民間
の商業的交通に懸るものであつて、國際法律秩序は既存の經濟的世界秩序より發生するものなり、
と論結する。一言にしてこれを蔽へば、恒久の平和は單なる政治的な會議に依るものにあらずして、
總ての國民を利し得る慣行、彼等の人格を構成する共通の精神及び謂はゞ政府の態度、商業に關す
る一般的精神等に依るものである。かくの如き自由にして自然的なる國際商業及び工業の發達は、
終局の目的たる平和に到達するのである。何となれば、それ無くしては、如何なる利益も最早獲得
し得ず、如何なる富も最早享樂し得ないであらうから、と述べてゐる。

以上に於て知る如く、彼は國際平和破壞の原因を専ら經濟的なるものとして、各國民の功利心を
満足せしむることは、即ち平和維持の所以であると説くものであるが、國家が反目、衝突を爲すは、
經濟的原因によることは極めて多いが、總て經濟的原因にありとなすの誤れることは、歴史の明か
に證するところである。されば、彼の平和論も、國際紛争の原因たる一面の解決策としては有效た

り得るが、これのみを以てしては永遠の平和を確保し得ないことは多言を俟たないことである。

(13) アンヂェ・グーター

フランスの著述家アンヂェ・グーター (Ange Goudar) は、一七五七年に『歐洲の平和は永續的休戰條約によるにあらざれば確立し得ず……La paix de l'Europe ne peut s'établir qu'à la suite d'une longue trêve, ou projet de pacification générale, combiné par une suspension d'Armes de vingt ans, etre toutes les puissances politiques』を題する一般平和案をアムステルダムに於て公刊した。

著者は、其書に於て先づ第一に、諸國が相互に軍備を有するところのヨーロッパの戰爭状態を記述し、戰爭は必要缺ぐべからざる惡なりとの一般に擴充せる思想に反對した。もし人々が、眞に戰爭を必要なりと考へるならば、人々は、人間を惱ますベスト、饑饉及び其他總て他の災厄についてもこれと同様なことを謂はなければならぬ、と。

彼の謂ふところによれば、ローマ人の戰は、なほ或點に於ては正當であつた、何となれば、彼等は戰爭によつて國力を増大せしめんとしたからである。然るに、最近の戰爭に至つては、これと全く其比を異にする、何となれば、近代の戰爭は、多くの場合に於て、歐洲の勢力均衡を破壊するとの口實の下に、支配者の名譽心の満足のみを目的とするからである。又他方に於て、自己の隣國と

有利なる商業を營まんと欲するならば、勢力均衡制度はこの目的の爲に適當なる名儀を興へるからである。各國をして他國に權利を創設する爲に適當なる理由を提供するのはこの制度である。更に適切に謂へば、それは一の政治的假面 (masque politique) であつて、それを通して、各國が一役を演ずることになるのである。

彼は又、争鬪は人間の本能にして、如何なる手段を講ずるとも人間よりこの本能を除去し得ざる限り、戦争は永遠に絶滅し得ない、となす論者に對して、動物の生理的自然の上に人間の政治制度を建設せんとするは古代及び近世の殆んど總ての著者に共通なる誤りであつて、一は理性を有するもの、他は本能に基づくもの、兩者を混同するものであるのみならず、動物界に於ても、原則として、同一種類に屬するもの、間には争鬪を生ぜざる旨を述べて、其説の誤謬なることを駁してゐる。彼は、人間のこの性質より發して、人間は戦争の苦惱より避くることを得ざる宿命を有するものではなくして、其手段、方法の宜しきを得れば、平和を享受し得るとの結論に導くものである。

そこで、平和を維持せんが爲には、各領主をして共同利益なる觀念を自覺せしむることに始らなければならぬ。諸國の現状を観るに、自己の目的の追求のみを以て其政策として、弱小國を脅威し、各領主は互ひにかくの如き行動を執る結果として、各國は相互に強大となる代りに、相互に壞

滅するの結果に陥るのである。それ故に、各國家の方は、全ヨーロッパの力に依存しなければならぬ、とする。のみならず、彼は、當時の戦争は又經濟的關係にも其原因を有することを擧げたのは眞實であると謂はねばならない。

戦争状態より脱して一般的平和に到達するは、過去に於て嘗て實現せられなかつたところであるが、然し、今後二十年間の休戦(suspension d'armes)を爲すことによつて、この目的に備へんと主張する。かくして、人々は平和状態に慣れねばならない、さすれば、現在の戦争状態の如く、平和状態が習慣となつてしまふのである。國際條約中には恒久の平和について言及するを常とするが、それは正しくない。何となれば、國際關係の變動によつて他の問題が擡頭する結果、終局的な規律は遂に不可能となるの外はないのである。それ故に、むしろ、一定期間の休戦條約を締結するにしくはない。其期間中に於ては戦争を爲すの權利無きものとし、且干戈に訴へたる最初の國に對しては、他の總ての國がこれに對抗すべきことを約さねばならない。勿論、二十ヶ年の期間終了後に於ては、各國は再び干戈を執り得るのであるが、然し、休戦による繁榮は、なほ永年間の一般的平和を實現するであらうし、又君主は平和により利益を獲得せねばならないであらうし、ヨーロッパは常に戦争の刑杖より解放せられることになる、と想像するのである。

グーダールは、其最後の章に於て、一般休戰條約案 (Plan du Traité d'une Trêve générale) について述べてゐる。先づ、一般會議を開いて、ヨーロッパの全主權者は休戰條約に調印する爲に其使節を派遣する。第二に、總ての君主は、この條約の保障を宣言する。第三に、この會議に於ては、他の如何なる商議について論ずることをも禁止する。第四に、休戰の期間は二十年間とする。第五に、この條約中に於て、如何なる口實を以てするを問はず、一國は他國に對して兵器を執ることを許さざる旨を明瞭に宣言する。第六に、これに違反したる場合には、違反國に對して一般共和國 (Republique générale) は宣戰する。第七に、もし休戰條約の破棄を固執する國家あるときは、其國家は一般の諸國に對して、該國家の戰鬪行爲を終熄せしむる爲に要したる總ての費用を負擔せしめる。第八に、この條約に再度違反したる國は一般共和國に對して平和回復に要したる戰費以上に、四千萬リーゲルの銀貨を支拂ふべき義務を負擔する。第九に、しかし、もし或專制君主にして、戰爭を欲する旨を固執する者あるときは、この休戰條約の締結に當つて、ヨーロッパ外に追放する。第一〇に、ヨーロッパ外に追放せられたる君主の有する領地は、他の如何なる特定國にも所屬しない。この國家は、單に、何等積極的なる政治的權力を有せざるものと看做れる。第一一に、如何なる國家も、自國が他國に對して持ち得る權利及び主張を失ふものでは無い、且この條約の期間満了

後に於ては、各國は自己の權利を再び實力によつて主張し得る。

以上が大體に於て其休戰條約の内容をなすものであるが、これによつて知る如く、彼は現實を基礎として平和案を確立したものであつて、社會的平和生活に於ける慣習の強制力を國際社會に應用せんとしたものである。即ち二十年間の休戰によつて、諸國は知らず識らずの中に平和が習慣となり、従つて兵火を交へるが如きことは起らないと説くのであるが、彼の立論の根據を爲す人間の性情に關する點は暫く措くとするも、二十年間の平和によつて諸國が平和に慣れ、平和が國家間の習慣となることは現在の人々より判斷するならば、餘りに樂觀的なる想像であつて、この想像は國家間の争闘は争闘の慣習によつてのみ生ずると斷定し得ざる限り、一の空想たるの域を脱しないものと謂はざるを得ぬ。

(14) ヨハン・フランツ・フォン・バルテン

ヨハン・フランツ・フォン・バルテン (Johann Franz von Palthen) は法律家にして且詩人である。彼は七年戦争時代まで全歐洲に漲る混亂と無秩序を救はんが爲に平和計畫を發表するに至つたのである。

彼は先づ、自己の有する優れたる文才によつて、戦争の惹き起す凡ゆる慘狀と困苦とを描寫した。

即ち、戰場に於ては兄弟互に相見へ、數千否數百萬の人々が互ひに相殺戮し、人の血汐は流れて河を成し、肥沃なる土地は荒野と化し、繁華なる都市も蕪溜と變化する……(von Palthen, Project einen immerwährenden Frieder in Europa zu unterhalten, 1758.)

戦争によつて惹き起さるゝかゝる困窮は、各領主や大侯を刺戟して永久の平和を實現せしめ、商業、科學、藝術を最高の程度まで發達せしめねばならないのであるが、それにも拘らず、戦争は依然として存在する。これは何故であるか、それは、歐洲の諸國には、諸國の上位に位するもの無き爲である。それ故に、總ての國家を包含する平和議會(Friedensparlament)を創設すべき必要があると説くのである。

そして、この平和議會の開かるべき場所は、彼によれば、ヨーロッパの中央都市と爲すのが理想である。それ故に、ドイツに於ける、ハムブルグでも、ニールンベルヒでも或はライプツヒでもよい。

著者は亦、この議會は、八十八名の議員より構成せらるゝことを望む。全歐洲の諸國、トルコも勿論この議會に代表者を送る。ポルトガル、スペイン、フランス、英國、デンマーク、スウェーデン、ポーランド、プロシヤ、サルヂニア、ナポリ、ロシア、ヨーロッパ・トルコ、ネザerland、

法王國、スキス及びゼノアは各々四名の代表者を選出し、全ドイツより全體として二十名の代表者を送る。これ等の全議員の中より四名の議長 (Präsidenten) と四名の副議長 (Vizepräsidenten) とを任命する。これ等の人々が會議の高位者となるのである。

かくして構成せられたる議會は、裁判所として加入國間の總ての紛争解決の任に當る。先づ第一に國家的法律が適用せられ、次に、一般的なる私法、最後に、自然法及び國際法が適用せられることになる。又判決に當つては、紛争國の法律顧問は、紛争事件に關する裁判官を任命することを得る。そして、各判決を爲すに當つては、公正を最高の標準なりと考へねばならない。なほ、著者は、この訴訟手續に固有なる種類と方法を考案し、又この審理に使用すべき言葉はラテン語なるべきことを提議してゐる。かゝる経過を経て定められたる判決に不服なる者として上訴せしむる手段として、一五名自至二〇名の裁判官より成る元老院 (Senate) を設け、これが最高裁判所として活動するのである。

右の如き國際的な判決に服従せざる國家には、其服従を強制する。この目的を達するが爲に、隣國及び必要なる場合には、遠國も其軍隊を裁判所として使用せしむる。

彼は大體以上の如き平和計畫を建てたのであるが、彼自らも、この方法によつて總ての戦争を防

壓し得るものと信じたのではない。何となれば、違反國に對しては、常に實力に訴へることを必要とするから絶えず新しき戰爭によつて禍されることになるからである。要する、彼は自己の計畫の實現されることは信じなかつたが、ただ、當時の主要なる人々をして平和問題に注意を拂はしめんとしたに外ならないのである。

(15) ルソー

社會契約説の代表者としてのルソー(Rousseau)の學說自至思想を茲に詳述するの餘裕を持たぬが、彼が、當時の國際狀態について述べた次の一語は、彼の平和思想の源流を汲むに最も適當なるものであると信ずる。即ち、「人類の地位を考察するに當り、私の第一に注意する事柄は、其組織内に於ける明かなる矛盾である、其組織は常に人類の地位を不安定なるものと爲してゐる。個人對個人、即ち吾々は、文明狀態に於て且法律の下に於て其生活をなしてゐる、然るに國民對國民は、各々自然的なる自由を享有してゐる……」と。これによつて觀れば、個人は國內に於ては法律によつて規律せられ、平和狀態に於て生活するに拘らず、國家對國家の關係に至れば、全く無法律、無統制の狀態に在つて、強者は弱者を壓迫し、優者は劣者を強制する狀態、即ち秩序なき自然狀態にある。この點に於て彼は大きな矛盾を發見したのである。國際關係を自然狀態に放置するときは、其處に

争闘の絶え間なきことは謂ふまでもない。それ故に、國家と國家との關係をして自然状態より秩序ある法律状態に入らしむることが、即ち平和を確保する所以に外ならないのである。

茲に注意すべきは、ルソーとサン・ピエールとの關係である、彼等は其年代に於て大した隔りなく、互に面識の間柄であつた。従つて、ルソーはピエールの平和論の如何なるものなるかを知悉し、彼の平和論も、ピエールのそれによつて至大な影響を受けたのである、否彼の平和論は、ピエールのそれを簡約平明に敘述したものに外ならないとも謂ひ得る。それは、ピエールの世を去りたる後、彼はピエールの平和計畫を改作したる事實によつて明かである。其改作せられたものが即ち、一七六一年の『アベ・ドゥ・サン・ピエール氏の恒久平和案抜萃 *Extrait du Projet de Paix perpétuelle de M. l'abbé de Saint-Pierre*』である。この書は、名は抜萃であるが、單にピエールの平和案を抜萃したものでなく、この中には、彼固有の意見が織り込まれてあることは謂ふまでもない。

ルソーの立論の出發點を爲すものはヨーロッパの統一である。彼は、全歐洲の各國は、同一の宗教、同一の國際法、同一の道德的觀念、文字、商業等によつて統一せらるべき必要あることを力説する。而して、現在行はれてゐるところの勢力均衡制度の如きは諸國民を安んぜしめる所以ではない。さればこそ、歐洲は常に戦争によつて脅威されつゝあるのである。これ等の好ましからざる出

來事は國際條約なる組織によつてのみ救済し得る、と述べてゐる。

彼によれば、從來行はれた戦争は殆んど領主達の個人的な利益を中心として爲されたものであつて、國民の意圖より出でたものは稀れである。それ故に、人々は、領主權中の戦争を爲す權利に制限を加へる必要がある、何となれば、戦争と専制主義とは相互に密接なる關聯を有するものであるとして、領主に對する不信を披瀝してゐる。それ故に、アンリイ四世のグラン・デッサンに於て述べられてゐるが如くに、かく不信なる領主達の自由意思に基く契約を以てしては、到底國際的な組織を實現し得ざる故に、強國の實力によつてのみ實現し得るとなすのである。彼は一般ヨーロッパの平和的秩序なる觀念には少なからず疑問を懷いてゐたのであるが、然し、國際的組織の可能を全然疑つてゐたわけではない。彼の國際主義は民族國家を出發點とし、歐洲キリスト教國民間の團結を説いてゐるが、全人類の自然的結合は認めてゐない。『吾々が先づ國民となつてこそ、吾々は人類であつたことになる』といふのが彼の見解である。然らば、個人の自由を保障するに最善の國家組織は何であるか、といふに、彼は、小さい直接民主國がそれであると答へる。かくの如き小民主國は隣國の脅威を免れない故に、これを脱する方法として、彼の主張するところは聯邦を組織することである。それ故に、ルソーが人類を幸福ならしめんが爲の國際組織は、小國によつて組成せらるゝ聯

邦に外ならないのである。詳言すれば、個人の社會契約によつて國家にまで擴大せられたる小國が、一の國際的な契約を締結して、各自に自己の主權を喪失すること無しに聯邦を形成するにある。それ等聯邦の組成國は各自の安全を保障する爲に、侵略的な戰爭をなす共同の敵に對しては、共同動作を執つてこれに當る。然し、各組成國は、かく對外的には共同動作を執るにも拘らず、對内的には、謂ふまでもなく、一の國家なるが故に、自由に自國の法律秩序を決定し得る。

社會契約説の代表者たる彼は、以上の如き彼の所論によつて其面目を現はしてゐる。其他彼の平和案に於ては、所謂ビエールの平和案の拔萃たる名にそひかず、聯邦組成國より成る常設國會の創設、其會員たる資格及び費用の割當て、締約國領土の保障等に關して大同小異な主張を爲してゐるが、彼の主張の特長とも謂ふべきは、常設國會の決議による勢力の變更を認めたことである。それによれば、一時的な勢力の變更（五年間以内）を爲す場合には、多數決によりこれを決し、終局的な變更には三分の二の多數決を以てするとなしてゐる。かくの如く、彼の平和案は、要するビエールのそれより著しい進歩を示したものとば謂ひ得ないが、敘述の簡明なる點を採るべきである。

(16) ハルプ及びガイヤールの著述

ジャン・フランソワ・ドゥ・ラ・ハルプ (Jean Francois de la Harpe) は一七六七年に『戰爭の弊害

と平和の利益 Des malheurs de la guerre et des avantages de la paix』なる書を著して非常な好評を博し、フランス學士院より金牌を授與せられた。著者は、先づ平和の齎す利益を説明し、然る後に戦争の惨虐によつて惹起せらるゝ恐怖を強調し、ヨーロッパの諸國民は彼等が相互に相詐瞞し、相争ふことを止めて、共通の文化、共通の利益及び同一の方法によつて確固たる全一體を構成することの急務なることを説いてゐる。彼は更に筆を轉じて、哲學者及び帝王も、人間の理性の總てを感化しなければならぬ、かくすれば、將來に於て、對外關係にも亦道德が適用される時の來るべきことを述べてゐる。然し、實際に於ては、ハルプの著述は、一種の平和思想史であつて、平和實現の爲の功績或は有效なる平和計畫の立案等の點より觀るときは、さしたる價値を有するものとは謂ひ得ないのである。その故に彼の受けたるフランス學士院賞は、他の競争者より非難を受くるに至つたのである。その非難者の一人にガイヤールがある。

ガイヤール (Gallard) は單に戦争を憎み平和を讚美するのみならず、人間の精神は地上に平和を確立すべき手段を未だ知らないものであるか、或はかゝる平和實現の勸告には従ふべきや否や、を訊ねてゐる。フランス流の能辯を以て、彼は戦争に反對し、戦争は常に野蠻的な行爲なりとの見解を有してゐる。そして彼によれば、所謂正當なる戦争は存在し得ない、何となれば、如何なる戦争と雖も

兩當事國が何れも正當であり得ないからである。のみならず、歴史は、如何なる戦争も吾々を偉大ならしめ、又幸福ならしめる健全なる手段にあらざることを教へてゐる。大征服者の總ては、かつては被征服者であつたのだ。現在に於ても、戦争を辯護する多くの論者があるが、それにも拘らず、平和思想は漸次發展しつゝあることは否み難い事實である。現在までに於て、平和實現の爲には種々の手段が用ひられた、勢力均衡制度、分割行爲、公益的な批准、保障條約……等がこれである。然し、これ等總てのものは何等の實果をも齎さなかつた。吾々はこれを如何にして説明し得るであらうか？ 彼によれば、それは人々が達せんとする大なる究極の目的と手段とが正しき關係に置かれないからである。

彼に従へば、勢力均衡制度の如きは、平和の目的と相容れざる制度である。何となれば、均衡の突然なる破壊は、君主間の條約拋棄の結果となるからである。國家内に於ける人間はこれを強制し、規律し得るが、然し、何人が君主を強制し得るであらうか？ 君主自らが爲す外はないのである。それ故に、この均衡制度の如きは、結局平和實現の爲には何等効果を現し得ない結果となるのである。

然し、一方から考へるならば、國家は如何にして成立したのであるか？ 國家の存在するところ

には、吾人は自己固有の利益を全體の爲に犠牲とすることが必要である。この理由によつて、國際平和を實現せんとするにも、各國より成る一般的團體を構成しなければならぬ。そして、國家内に於ける通常の裁判官の如くに、國際的な交渉より生じた問題を處断すべき、強制力を有する裁判所を創設する。これこそは、國際平和問題の唯一の解決策であると、主張する。謂ふまでもなく、各君主は、一般的利益の爲に、又彼等固有の利益の爲に、この君主の裁判所の判決には服従しなければならぬのである。然らば、この裁判所に於ては、何人が首席となるべきであるか？ 彼は、フランス王アンリイ四世を以てこれに充つべきであると、なしてゐる。その爲に、フランス人は他國人よりもより、高き一の任務を負擔することになる。それはフランス人及び總てのフランスの領主達は、サン・ピエールの精神を體して平和實現の爲に努力しなければならぬことである。

以上は一七六七年一月に、彼がフランスの學士院より院賞を與へられたる平和論の梗概であるが、彼は其後、一七七一——七七年までの間に合計（補遺も含む）七卷より成る『英佛對抗史 Histoire de la rivalité de la France et de l'Angleterre』を著し、其中に於ても國際平和に關して再考してゐるが、要するに、國家は、國家内に於ける個人が集合して國家を形成したるが如く、國家が結合して一體を爲さねばならぬとの根本思想に於ては、何等異るところは無い。

(17) フォン・リリアンフェルト

フォン・リリアンフェルト (Von Liliensfeld) は、一七六七年に『新國家組織 Neues Staats-Gebäude』なる内容の豊富なる書を公にした。同書に於て、彼は、當時の歐洲に於ける戦争状態を批判するに止らず、キリスト教諸國間の國際團體を創建すべきことを提唱し、且詳細にこれを記述したのである。

先づ彼は、戦争の不幸なる結果を描寫して、戦争によつては老いも若きも不具となり、乞食となり、藝術も科學も、商業も工業も盡く阻害され、或は全然破壊されてしまふのみならず、軍隊の爲に莫大なる國家の生産力は除却せらるゝ旨を説いてゐる。

彼は、戦争は一の法律上の手續 (Rechtsprozess) なりとの主張を否認する、何となれば、合法なる争闘の特徴たる當事者の分離、裁判官及び執行官等を戦争の場合には缺如するからである。それ故に、著者は國家間の紛争を實力によつて解決する不法なる戦争の代りに、會議に於て法律によつて解決するを最善なる方法なりと主張する。かゝる會議を開催する準備行爲として、選舉によつて會議を開くべき時日及び場所を決定し、又各國は其會議に出席すべき代表者、各國の代表者の數、代表者の有すべき代理權及び訓令等に關して決定をなす必要があると説いてゐる。そして、この會議

の任務として彼の擧ぐるところは、(一)キリスト教國間に於ける恒久の平和及び武力の停止。(二)總ての土地及び都市の占有は現状維持であつて、總ての攻守同盟を禁ずるのみならず、將來に於ける公然たる權利及び合法なる主張を伸ぶところの過去に於ける總ての要求の禁止。(三)この一般的にして立法權を有する會議が、將來に於ける總ての必要なる場合に有する權能、其神聖なる規定、變更及び改善等は、同時に國內裁判所にとつては、全ヨーロッパの諸國の常に第一位の基準となり、最高の基本法則たるの役割を演ぜねばならぬ。(四)國際法或は領主法 (Staten oder Fürstenrecht) の定立。(五)總ての物及び總ての場合に於て、國際裁判所 (Nationentribunal) が訴訟裁判所 (Forum Comptens) となるべきである。(六)平和裁判所 (Friedensgerichts) の場所。(七)平和裁判官及び裁判所員其他の數、推薦、選舉、性情及び特質、信用、地位及び品位、俸給、服裝、勳位、紋章、誓約及び義務、要求、資格、名稱、特權等、(八)裁判所の任務、所長の權限及び全裁判所の最高權 (Souveränität) (九)國際裁判所の用語及び公文書、(十)交戰國並びに裁判所の全經費の持續、(十一)全裁判所の財源並びに各國の裁判所への献金、(十二)各國の常設駐在公使及び其必要なる文書等の總てに關して、(十三)舉證、訴訟費用、裁決の方法、(十四)總ての訴訟規定及び裁判手續其他、(十五)王位繼承の場合に於ける各國最高行政官廳の誓約及び各國人民の宣誓行爲、(十六)國際裁判所

の執行規則、(十七)軍隊其他に對する取扱ひ、(十八)各國の自ら維持することを要する軍隊の數、以上の如き事柄を會議に於て決定すべきものであるとする。そして、キリスト教國は、一の基本條約を公式に承認することによつて、一個の平和團體を形成するのである。著者の見解によれば、この平和團體 (Friedensbündnis) に屬すべきものは二十箇國であつて、ポルトガル、スペイン、佛、英、オランダ、スキス、サルジニア、ゼノア、ヴェニス、バルマ、モデナ (ルッカ及びサン・マリノを含む) フローレンツ、法王領、ナポリ及びシ、リイ、デンマーク、ハンガリー、ポーランド、プロシヤ、スウェーデン、ロシヤがこれである。

この平和條約に於て最も重要な機關は國際裁判所であつて、この裁判所は六十九名の裁判官によつて構成せられる。そして、著者はこの裁判所はドイツの適當な所に設くべきであると謂つてゐる。それはドイツを歐洲の中心と考へたからである。この平和裁判所が國家間の紛争解決の任に當るのは謂ふまでもないことである。それ故に、裁判所は極めて重要な機關であることは勿論であるが、然し、この裁判所は平和團體最高の機關をなすものではなく、最高の機關は國際會議であつて、この裁判所は國際會議に從屬し、國際會議によつて其權限の範圍を決定せられる。次に、この裁判所によつて適用せらるべき法律は、ただに國家間の條約或はこの裁判所の文書に集録せられ

たる總ての重要なる國際的な記録が考量せらるゝのみならず、かつてはギリシヤ及びローマの *goldene Dreifuss* 及び十二表法がさうであつた様に、會議に於て協定せられたる法典が考慮せられる。

なほ、平和を維持すべき方法として彼の述べるところは、各國は平和團體を構成したる當時の状態、つまり現状維持を原則とし、各國とも他國の國內事件に干涉することを禁ずる。この外に、更に平和の保障を確實にせんが爲に、歐洲の各元首は、かく不干涉の義務を有することを其即位の場合に誓約するのである。平和團體を破壊し、或は誓約に違反したる國家に對しては、先づ警告を發する。しかして、これに應ぜざる場合に於て、始めて實力を使用することになるのである。かゝる場合の爲に、著者は、平和團體としての軍隊を必要することを説いてゐる。

大略上述の如き方法によつて、彼はキリスト教國間の平和を實現せんとするのであるが、これを以て究極の目的を達し得たりとなすものではない。彼はキリスト教諸國間のみならず、キリスト教國と非キリスト教國間の平和をも達成すること、即ち全世界の平和實現を以て終局の目標とする。

(18) カール・ゴットロフ・ギンテル

カール・ゴットロフ・ギンテル (Karl Gotlob Günther) は一七八七年に『平時に於ける歐洲國

際法 *Europäisches Völkerrecht in Friedenszeiten*』を著し、その中の一節に於て、國民の社會的結合を取扱つてゐる。彼は國際社會の種類に關し、社會學の見地よりして理論を展開し、自然法論者として有名なクリスチャン・ウォルフ (*Christian Wolf*) が諸國民は自然により、世界國を構成すべきであるとの思想と争つてゐる。彼によれば、世界は——勿論ヨーロッパも——一の國民的な共和國 (*Völkerrepublik*) と考へらるゝ故に、國家間にも依然として合意が存在するのであつて、人々は自由意思に基く國民の社會を豫定するのである。かく國民より形成される社會の各員は、各國民の共同利益の爲に必要な行爲を爲すべき義務を負擔し、必要な場合には強制力を行使し得るのである。

かくヨーロッパの諸國民を一の共和國に形成せんとするには如何なる方法によるべきであるか？これに對し、彼は、アンリイ四世及びサン・ピエールの案を述べてゐる。そして、この歐洲諸國より成る共和國には、國家の權力に優越する、より、高き權力の存在を認めない。然らば、國家間の争鬭は如何なる手段によつて解決せらるべきやの問題が生じて來る。彼はこれに對する方法として裁判所の設立を提唱する。しかし、裁判所は超國家的な機關ではなくして、單に一の國際的な仲裁裁判所に過ぎないのであるが、それにも拘らず、必要な場合には其判決を執行する爲に強制力を行

使することを要すとす。

彼は以上の如き平和案を提議するのであるが、この國際的な思想の實現には大なる信を置いたものとは謂へない。それは、彼は同書の他の箇所にて、政治的な勢力均衡を研究する際に、現行の國家制度に於て國際的な平和組織が實現せられるであらうことを述べ、彼が唱導したるが如き種類の國家聯合は殆んど考へ得ないと主張してゐるからである。それ故に、彼は自らの平和案を提供しながら、其實現には大なる疑ひを懷いてゐたものと觀るべきである。

(19) 一七八七年の平和案

一七八七年に一無名士は、歴史、政治、文學等の記事の掲載せられるドイツの一雜誌に『世界に於ける一般的且恒久的平和の可能に關する思想 Eine Idee von der Möglichkeit eines allgemeinen und ewigen Friedens in der Welt』なる論文を掲げて、戦争の暴虐を放棄して、國家間の關係をよき状態に導くべき提案をなしたのが、以下に於て敘述せんとする一七八七年の平和案である。

彼によれば、神は軍隊を通して作用するのみならず、同時に亦、平和的な組織を通して作用する。そして、吾々が人類の爲に善にして有益なりとなすものより、總ての力を希望し要求することが吾々の義務である。今吾々が平和を維持せんが爲には、恰もドイツ帝國の如く、全世界の總ての

國家が聯合國家的な組織を爲し、その組織體の有する一般裁判所 (universal Gerichtshof) が戦争の原因となるべき總ての紛争を解決するにある、とする。この裁判所は適當な地域に在ることを要する。著者は、ヨーロッパの海岸に近き地を以て最善としてゐる、それは、聯合國家の艦隊が指令を受けるに好都合なるが故である。又この裁判所の裁判官は、總ての國家が推薦せられた人々の中から選擇せられることになる。そして又、著者は、裁判官の地位及び獨立性を確保せんが爲に、多くの條件を定めてゐるが、結局この裁判官も一般的に謂へば、矢張り各國の通常の裁判官の裁判權には服することになるのである。紛争事件を裁判する場合には全裁判官の出席を必要とし、多數決によつて判決を下すべきものであつて、又裁判長は一ヶ月或はそれ以下の期間を定めて輪番に交代し、以て公平を期せんとしてゐる。そして、この裁判所は國家間に發生した紛争事件に關してのみ管轄權を有することが原則であつて、國內事件に關しては、もしこの裁判所が干與せざるときは、革命を惹起し、其結果全聯合國家の利益が侵害せられるが如き場合に於てのみ裁判權を有するのである。著者も亦、彼の先人達が主張したるが如く、各國は其領土に關しては現狀を維持すべきものであつて、各國は、一般的なる大規模の正義の團結及び平和の團結を導かんとするよりも、將來に於ける不確實なる慾望を拋棄する方がよりよき方法なることを常に考慮すべきであるとなしてゐる。か

くの如き構造を有する結合條約によつて、各國は自己の軍備を縮少し得ることは自明の理であるが、聯合自身も國際裁判所の判決を實現せんが爲には、必要なる場合には、全聯合國より成立する國際軍を以て強制を爲す必要を生ずる場合がある。そこで、著者は、各國は自國內の秩序維持の爲に常備の陸軍を有すると同時に、大海軍を有することになるのである。これ等の軍隊によつて成立する一般陸軍 (allgemeine Heer) は、常に國際裁判所の判決を執行する役目を爲し、又一般海軍 (allgemeine Seemacht) は海軍國に對して判決を執行する役目を果すのである。

著者は、この平和案を完成せられたものとなすのではなくして、一の理想なりとするのである、何となれば、それは、一時に實現せらるゝものにあらずして、たゞ漸進的に實現され得るのみなるが故である。然し、平和は一の團結によつてのみ實現し得るとなすのは著者の確定的な思想である。然し、この他にも多くの方法がある。即ち、國家間の紛争は、聯合裁判所に委ねる代りに、任意に仲裁々判によつて解決し得るし、又判決の執行は國際的な力によらずして國家的な力にもより得るし、又裁判所によつて法規を適用せしめずして、他の種々なる制度に委ねることも出来るのである。然し、著者はこれ等の方法を排拒し、これ等によつては恒久の平和を將來することは不能であるとする。そこで最後の問題として、如何にしてこの計畫を實現するかと謂ふに、著者は、三四の強國

が聯合を締結すれば、他の諸國は、たとへこの聯合に入るを欲しない場合に於ても、この聯合の敵と視られることを怖れて、何等強制することなしに、自ら聯合に加入するに至ると説く。又著者は、かゝる平和團體の構成によつて受くる利益としては、正義、科學及び藝術、これ等は以前に於ては戰爭によつて要求せられてゐたのであるが、今や平和の中にこれを伸張することを得、完全なる發達に導くことを得る。國際組織なくば、各國の保護の下に利用せられてゐたところの財貨は、更にまさ目的の爲に使用せらるゝこととなり、總ての國家の權利は、大國と同様に小國のものも認めらるゝに至ること等を擧げてゐる。

(20) ヘンサムの平和論

英國の哲學者ゼレミイ・ベンサム (Jeremy Bentham) も歐洲諸國の團結を立案した者の一人である。彼の平和案は一八四三年にボーリング (Bowring) によつて他の種々の論説と共に公にせられたのであるが、彼のこの論説は、既に一七八六年自至一七八九年の間に於て書かれたのであつた。當時既に彼は、數多くの著書によつて其名を顯はしてゐたのであるが、彼の功利主義は未だ圓熟の域には達してゐなかつたので、彼のこの平和思想は、種々の科學的な枝條を生長せしむる一の補助手段となつたわけである。ボーリングが最初に公刊したところの、國際法に關する彼の『國際法原理

Principles of International Law (マンサム全集第二卷に収録せられる)は、第一講、國際法の目的、第二講、國際法の主體或は法域の人格的範圍、第三講、原因及び結果の點より考察したる戰爭、第四講、一般的及び恒久的平和案、なる題目を附されたものであつた。これ等の中、第四講を除きては、直接國際平和に關係なきが如き題名であるが、しかも其内容に於ては、第一講及び第三講は國際平和の達成上極めて密接なる牽連を有するが故に、それ等の主要なる部分に一瞥を與へることは決して無意味なることではない。

第一講は、竊ふまでもなく、國際法の目的を取扱つたものであるが、彼は先づ『もし世界の一市民が一般的な國際法典を備へねばならないとするならば、彼の目的として、彼は何を提議するであらうか？ 總ての國民の共通にして且平等なる利益といふことが彼の意向であり、彼の義務であらう。特定國民の爲に行動してゐるところの特定の立法者は、この世界の市民と同様であるべき義務を有するであらうか？ 又有しないであらうか？』と質問し、又彼は、『一國の主權者は他國人の利益の爲に、彼の人民の利益を犠牲にすべきであるか？』との疑問を提出してゐる。この質問こそは、國際平和に關する根本的な要諦に觸れたものであつて、主權者が他國民或は他國の利益を考慮しない場合には、或衝突を惹起することは免れない勢である。それ故に、彼は、『主權者が、他國に關し

自己の行動を規律せんとするならば、一般的な目的——地球上の總ての國民の最も大なる幸福——に着眼すること以外の方法によつては、彼自身の特定の目的に達するに適當なる手段は無い』のである。それ故に、一般的なる法典の存在は、各國をして自己の特定の目的を追求するに當つて洵に望まじきことでなければならぬ。而して彼が一般的なる國際法の目的として掲ぐるものは次の如くである。

- 一、特定の國民に對する國際法の第一の目的は、自國の特定の幸福に注意を拂ふことは別として、他の各國民に何等の不利益を加へない様な内容を有する一般的利益 (utility general) である。
- 二、第二の目的は——自國の特定の幸福に注意を拂ふのは別として、他の諸國に可能なる最大の善 (the greatest good possible) を爲すが如き内容を有する一般的利益である。
- 三、第三の目的は——特定國が、他の各國の幸福に適當なる注意を拂ふことは別として、それ等の國々より何等の加害をも受けざるが如き内容を有する一般的利益である。
- 四、第四の目的は——かゝる國家が、これ等の諸國の幸福に對して注意を拂ふのは別として、他の總ての國家より可能なる最大の效果 (the greatest possible benefit) を受くるが如き内容を有する一般的利益である。

五、第五の目的は——戦争の場合には、追求せられつゝある善の獲得と共に、可能なる最少限度の悪 (the least possible evil) を生ぜしむるが如き規定をなすことである。

彼は、國際法の目的として、かくの如き五個を擧げてゐる。彼のこの主張及び用語に於て、吾々は、彼の功利主義者たるの面目躍如たるものあることを看取し得るのである。國際間に各自の争ひを裁断すべき確固たる國際裁判所の創設せられざる限り、一國は他國の利益を犠牲として自己の權利を強調せんとする戦争行爲は、蓋し避け得ないことであるかも知れないが、然し彼は「戦争は最大規模の悪戯なり War is mischief upon the largest scale」を評して、平時に於ける國家間の不和の原因或は戦争の原因をなすものとして、第一に、兩當事國によつて主張せられる空虚なる王位に關する繼承權の不確定、第二に、隣國に於ける國內的葛藤、第三に、事實上に於けると、觀念上に於けることを問はず、限界の不確實、第四に、一當事國或は他の當事國によつて爲されたる新發見の限界の不確實、第五に、最近に行はれたる強制的な讓歩による嫉視、第六に、如何なる原因に因るを問はず、近接せる國家間に起つた紛争或は戦争、第七に、宗教的憎惡、を擧げてゐる。これ等の原因より惹き起さるゝ國家間の衝突を回避すべき手段としては、第一に、慣習によつて確立せられたりと考へらるゝ、不文法の統一であり、第二に、未だ確定せられざる總ての點、即ち二國間の利益

の衝突を來す虞れある多くの點について、新國際法を定立することであり、第三には、國內法たる國際法たるを問はず、總ての法律の態様を完成することである。

第三講に於ては、彼は専らこれ等戰爭の原因、結果に關する問題を取扱つてゐる。彼が戰爭の主なる原因とし、其解決策の一として擧ぐるころのものは、以下の如くである。

一、市民の利益が原因となるところの、一國の市民の他國の市民に對する事實上の或は表見的なる加害、

イ、一般的なる加害、其防禦方法——他の主權者の臣民に對し、各主權者の臣民の主張を清算すること。

ロ、商業上の競争、財産權の侵害による偶發的な加害、其防禦方法——商業の一般的自由、二、主權者の利益或は主張に基く、一國市民の他國市民に對する事實上の或は表面上の侵害、

イ、繼承權に關する紛争、其防禦方法——權限の清算、法律體系の完成、

ロ、實際上たる観念上たるを問はず、國境に關する紛争、其防禦方法——權源の清算、實際上造られたる境界の設定、法律體系の完成、取締、

ハ、領土の侵犯より生ずる紛争、

ニ、征服計畫、其防禦方法——防禦聯合 (Confederations of defence) 防禦同盟、一般的保障、ホ、商業獨占計畫、弱者に對する強者の傲慢、一國の他國に對す專横、其防禦方法——防禦聯合、保有すべき軍隊の數を制限する條約、

ヘ、征服の脅威、其防禦方法——防禦聯合、

ト、新發見地に關する紛争、其防禦方法——發見の可能なる目的物に關する事前の協定、

チ、國內の葛藤への加入(新政府の承認拒絶問題等が屢、戦争の原因となることを述べてゐる)リ、宗教の爲に起つた加害、其防禦方法——信教自由の進歩、

ヌ、國務大臣の利益、其防禦方法——有效なる一定の給料を與へること、

又彼は、戦争の他の方面より觀察して、戦争を三種に分つてゐる。其一は、善意の戦争 (bona fide wars) であり、其二は、感情に基く戦争 (wars of passion) であり、其三は、野心或は傲慢、又は強奪に基く戦争 (wars of ambition, or insolence, or rapine) である。

以上述べたるが如き種々の原因によつて、戦争は勃發するのであるが、かゝる戦争を防止する爲の手段は、とりもなほさず、平和を維持する所以に外ならない。それ故に、第三講に於ける彼の論述は、戦争の原因を究めてかゝる原因を除去することによつて平和の維持を主張せんとしたに外な

らない。

次に第四講に於ては、彼は、一般的且恒久的平和案を主張してゐる、其平和案の基礎をなすところの二個の提案がある。其一は、ヨーロッパの組織を構成する各國の兵力を縮少し且確定することであり、其二は、各國の植民地を解放することである。彼が戦争の原因を説いてゐる所にも、植民地、同盟條約、通商條約及び軍糧等を列擧してゐるのである。以下に於て、私は彼の主張するところの十四個の提議を擧げることにする。即ち、

一、海外に於て如何なる植民地を有することも英國の利益ではない、

二、攻撃同盟なると防禦同盟なるとを問はず、如何なる外國とも同盟條約を締結するは英國の利益ではない、

三、商業上の利益を獲得する目的を以て、或は他國を排除する目的を以て、如何なる國家と條約を締結することも英國の利益ではない、

四、海賊に對して自國の商業を防衛するに充分なる程度以上に海軍を蓄へることは、英國の利益ではない、

五、航海條例 (Navigation Act) グリーンランドの通商に對する恩典及び海員の養成所と看做る、

其他の通商の如き、自國の海軍の増大或は維持の爲にする規則は、如何に遠大なるものにもせよ、英國の利益ではない。

六、七、八、九及び十、これ等總ての提案は、英國のみならず、佛國に對しても亦、共通なる眞理を有するものとして、兩國に植民地の解放を勸説してゐる。

十一、もし英佛がこのことに全く同意を表したとするならば、全ヨーロッパの一般的且恒久的平和案の確立に對する主なる困難は除かれることになるであらう。

十二、かゝる平和維持の爲には、各國は其有すべき軍隊の數を制限する一般的且恒久的條約が締結せられるであらう。

十三、かゝる平和の維持は、各國家間の紛争を決定する爲に、よし強制力は有しないにもせよ、共同司法裁判所 (common court of judicature) を設立することによつて極めて都合よくなされるであらう。

十四、外務省の活動に於ける祕密は、英國に於ては持續すべきものではない。何となれば、それは無用であると同時に、自由及び平和の利益に悖るからである。

以上の如き十四個の提案を爲し、其理由を更に詳細に論證してゐるのであるが、それ等を細密に

記述することは後の機會に譲りたいと思ふ。たゞ茲に於ては、第十三の提案たる共同司法裁判所に關し多少の説明を加へたいと思ふ。彼に従へば、不正は常に不正からのみ産れるものである。茲に共同裁判所が設立せられた場合には、戦争は不用のものとなり、そして争鬭國の名譽は保護せられることになるのである。何となれば、正しきにせよ、正しからざるにせよ、審判者の決定は、紛争國の信用と名譽とを救ふものである。もしかの如き設備が假りに構成せられたとするならば、(一)それは加盟諸國の利益であり、(二)諸國は既に其利益を感知し、(三)諸國は原狀を保持するのであつて、何等新しき地位に置かれるものではないのである。それ故に、人々はアメリカやドイツやスキエの如き聯邦を歐洲に於て形成するに至る。かくなれば、武装中立、アメリカ聯邦、ドイツ國會、及びスキエ聯盟の如き困難にして且複雑なる條約は廢止せられるに至るのである。歐洲聯邦が構成せられた場合には、其最高機關として國會 (Congress or Diet) を設け、其國會は各國より二名づつ派遣する代表者によつて構成せられる。この中一名が主なる代表者であつて、他は一時的に主たる代表者の代理人として行動するに過ぎない。そして其國會の議事は常に公開せらるべきである。何となれば、議事の公開制限は、自由と平和に相反するからである。

彼は、國際裁判所の設立に關しては、餘り詳細に論じてゐない。たゞ、各國が代表者を送ること

に就いて述べてゐるに過ぎない。

以上はベトナムの平和論の骨子であつて傾聴すべき價值あるものと謂はなければならぬ(未完)。

—一九二九・一一・三三—